

福山市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領

令和4年4月1日制定

(目的等)

- 第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）の手続き等に関し必要な事項を定める。
- 2 この要領は、法令に規定する伐採等届出及び状況報告に関し、法令及び市町村森林整備計画の趣旨に沿って当該制度の適切な運用を図るために定めるものである。
- 3 同条第1項に定める事務については、この要領に定めるもののほか、森林法、福山市森林整備計画及び伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け林野庁森林整備部計画課長通知）（以下「国マニュアル」）に沿って事務処理を行うものとする。

(福山市森林整備計画の遵守)

- 第2条 森林法第5条に規定する区域において伐採等届出を行う者（以下「届出者」という。）は、伐採等届出を行う際に福山市森林整備計画を遵守するとともに、法令に従い伐採等届出及び状況報告（以下「届出等」という。）を行わなければならない。
- 2 届出者は、福山市森林整備計画に定める連続して1ha以上の伐採（以下「一定以上の伐採」という。）を行う場合、伐採区域を周辺住民等に周知に関する方法を伐採等届出に記載し提出しなければならない。
- 3 前項の一定以上の伐採の考え方は、別紙1のとおりとする。
- 4 第2項の伐採等届出を行う場合において、伐採区域に複数の森林所有者が存在する場合、届出者は各森林所有者に、一定以上の伐採の全体計画を説明したうえで同意を取らなければならない。
- 5 第2項に掲げる一定以上の伐採を行う者は、伐採等届出の提出前に、福山市森林整備計画に沿った施業を行うかどうかについて市長に事前に説明しなければならない。
- 6 前項による事前説明の際は、第3条第2項に規定する書類を提出するものとする。
- 7 第5項の事前説明がなされた場合、市長は届出内容及び福山市森林整備計画の適合状況について確認し、第3条第4項に準じ、法令に適合するよう資料の補正又は追加提出を届出者に求めるものとする。

(伐採等届出の事務処理)

- 第3条 伐採等届出の様式は、伐採及び伐採後の造林の届出書（別記様式第1号）（以下「伐採届」という。）により行うものとする。
- 2 前項の伐採届に添付する書類は、別紙2の1～4に定める書類とし、伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト（別記様式第2号）にて確認を行う。
- なお、届出者は、広島県内で過去10年間の間に国マニュアルによる無届伐採に該当する指導を受けた場合、又は伐採跡地を森林以外の用途に供する場合は5～6に定める書類を併せて提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、市長が特に認める場合は免除することができる。
- 4 市長は、第1項で定める伐採等届出が提出され、次に掲げる事項に該当する申請であると認めた場合は、補正又は資料を追加提出させるものとする。
- (1) 提出された記載事項に不備や錯誤があった場合。
- (2) 提出された書類を確認した結果、法令や福山市森林整備計画に適合しない恐れがあると

認める場合

- (3) 提出された書類の申請者について、林地台帳等で確認した結果と相違がある場合。
- 5 市長は、伐採等届出を受理し内容を確認した結果、林地台帳等の記載が事実と相違がある場合は、森林法に規定する土地の所有者届等を活用し、林地台帳の記載内容を修正するものとする。
 - 6 市長は、伐採等届出が提出された場合、その申請の内容が法令に違反せず、かつ福山市森林整備計画に適合すると認めた場合は、適合通知書（別記様式第3号）を、届出者に通知するものとする。なお、ここでいう届出者は、森林所有者及び伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）並びに伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
 - 7 前項の規定のうち、伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合は、前項の規定によらず確認通知書（別記様式第4号）を、届出者に通知するものとする。なお、ここでいう届出者は、森林所有者及び伐採する者（立木を伐採する権原を有する者）並びに伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
 - 8 市長は、伐採等届出が提出された場合、その内容を、県が提供する広島県森林情報共有システムに登録するか、伐採届出及び状況報告の管理台帳（別記様式第5号）に記録するものとする。

（伐採後の状況報告）

- 第4条 森林法第5条に規定する区域において状況報告を行う者（以下「報告者」という。）は、伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書（別記様式第6号）を、再造林または天然更新が完了した日から30日以内に、伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記様式第7号）及び施工前と施工後の状況が分かる写真を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の状況報告を受け、現地調査またはその他の方法により森林の状況を確認するものとする。なお、一定以上の伐採においては、前項の状況報告によらず、伐採届の内容と現地に相違がないかについて適宜現地調査等を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の状況報告が行われていない伐採等届出について整理するとともに、届出者に対し督促書（別記様式第8号）により手続きを行うよう督促するものとする。なお、ここでいう届出者は、立木を伐採する者（伐採する権原を有する者）及び伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者）とする。
 - 4 市長は、状況報告が提出された場合、その内容を、県が提供する広島県森林情報共有システムに登録するか、伐採届出及び状況報告の管理台帳（別記様式第5号）に記録するものとする。

（伐採等届出の変更が生じた場合の事務処理）

- 第5条 届出者は、伐採等届出の内容に従い、伐採及び造林を行わなければならない。
- 2 届出者は、既に提出している届出書に記載している内容に変更が生じた場合、伐採途中である場合は、直ちにこれを中止し、速やかに伐採及び伐採後の造林の変更届出書（別記様式第9号）を提出しなければならない。なお、伐採期間の変更のみの場合は添付書類を省略できるものとする。

（無届伐採の事務処理）

- 第6条 市長は、森林所有者や伐採の権原を有しているものが伐採届を提出することなく、森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った者（以下「無届伐採者」という。）を発見した場合は、国マニュアルに従い、届出が提出されていない場所や行為者について現地調査を行い伐採区域の特定を行うとともに、関係者（森林所有者、無届伐採者）に聞き取りを行うなど、違反行為の事実確認を速やかに行うものとする。
- 2 前項の事実確認の結果、無届伐採と認められる場合は、無届伐採者に対し、原則として無届伐採における伐採の中止及び伐採後の造林の指導書（別記様式第10号）により通知するものとする。
 - 3 違反行為の事実が確認された場合は、無届伐採者が初犯であって、届出制度を了知・熟知

していないと認められる場合、又は、錯誤による場合など、過失の程度が低いと判断した場合は、錯誤等により無届伐採を行った場合の顛末書（別記様式第11号）を提出させるものとする。

- 4 前項の顛末書が無届伐採者から提出された場合、次回同様の無届伐採を行った場合には告発を行う旨を記載した錯誤等により無届伐採を行った場合の指導書（別記様式第12号）を無届伐採者に通知するものとする。
- 5 伐採事業者が、次に掲げる悪質な違反案件を行った場合は、速やかに広島県及び警察と連携して対応を検討し、告発等を行うものとする。
 - (1) 既に伐採等届出を提出しているなど森林法制度を了知・熟知していることが明らかにも関わらず、無届伐採を行った場合
 - (2) 森林所有者が特定可能な状況にも関わらず、故意に森林を伐採した場合
 - (3) その他市長が悪質な事例と認める場合

（無断伐採の事務処理）

第7条 市長は、伐採の権原を有していないものが森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った者（以下「無断伐採者」という。）を発見した場合は、国マニュアルに従い、現地調査を行い伐採区域や事実確認の特定を行うとともに、関係者（森林所有者、無断伐採者）に聞き取り等を行うなど、状況の事実確認を速やかに行うものとする。

- 2 前項の事実確認の結果、無断伐採と認められる場合は、県と連携して告発等の手続きを進めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2022年4月1日から施行する。
- 2 市長は、事務処理要領の制定にあたり、事前に当該規定を、市民や森林所有者や伐採事業者等に周知とともに、ホームページに掲載するものとする。

(別紙1)

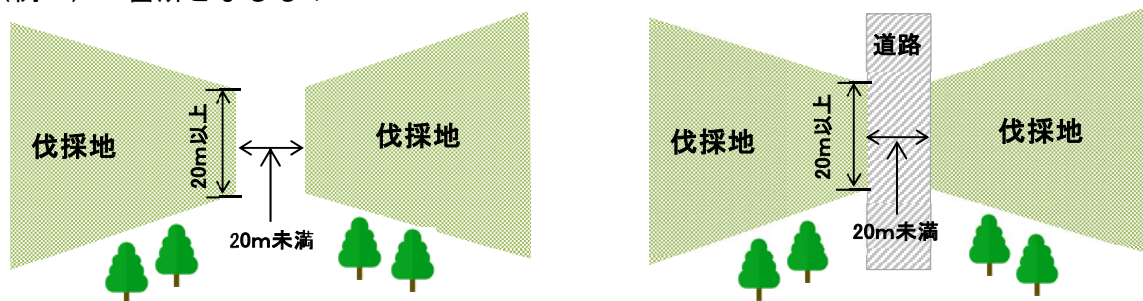
一定以上の伐採の考え方

伐採箇所が点在するなど、一定以上の伐採の考え方については次のとおりとする。

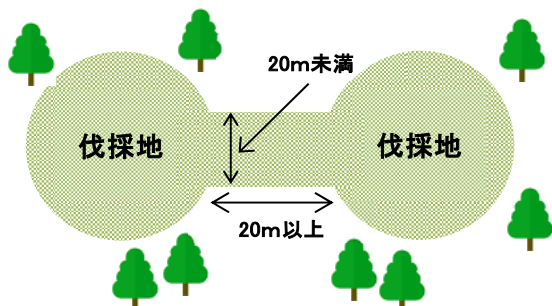
立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっているものを含む。）をいう。（例1）

ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20m未満であり、その部分の長さが20m以上にわたっているものを除く。（例2）

(例1) 1箇所となるもの



(例2) 1箇所とならないもの



(別紙2)

伐採等届出に必要な書類

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	別記様式第1号 ※森林所有者, 伐採する者, 伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため, 4部作成し, 1部は提出, 3部については, 各自その1通を所持する。	必須
2	添付資料が確認できる書類	別記様式第2号 ※森林所有者, 伐採する者, 伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため, 4部作成し, 1部は提出, 3部については, 各自その1通を所持する。	必須
3	伐採区域を図示した書類	次の図面を提出するものとする。 (1)伐採地の位置が特定できる図面 ただし, (2)により作成した図面で, 位置が特定できる場合は不要である。 (2)伐採の範囲を明示した地図(1/5,000以上の縮尺の図面に伐採する区域を赤色で図示したもの及び伐採した立木を搬出する搬出経路を青色で図示したもの)。 なお, 市が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は, そのデータ提出をもって代えることができる。	必須 ※なお, 伐採等届出においては当該添付図の範囲が, 伐採等届出がなされた範囲である。
4	土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本 その他申請地の土地所有者が確認できる書類(固定資産税納税通知書等)	必須
5	森林境界が確認できる書類	隣接所有者が境界を確認したことのわかる書類又は現地等で隣接所有者が境界を確認している写真	
6	その他, 市長が必要と認める書類	次の書類を提出するものとする。 (1)立木の売買契約書等(土地所有者と伐採者が異なる場合) (2)開発行為に関する計画書等(伐採跡地を森林以外の用途に供する場合)	

第3条第3項 免除できる事例

番号	事例	免除できる書類
1	単木伐採をするとき	上記3 伐採区域を図示した書類
2	伐採面積が0.01ha以下の場合	上記3 伐採区域を図示した書類

(別記様式第1号)

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

福山市長 様

森林所有者

住 所

氏 名

電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

(一定以上の伐採の場合は記載すること。)

--

4 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住所

氏名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha, 天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること

(別記様式第2号)

伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

以下の事項を確認のうえ、提出します。

森林所有者

住所

氏名

電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住所

氏名

電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住所

氏名

電話番号

No.	項目	確認内容	チェック				
1	提出書類	以下の書類が添付されているか <table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/>添付資料が確認できる書類(必須)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/>伐採区域を図示した書類(必須)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/>土地所有者が確認できる書類</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/>森林境界が確認できる書類</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 添付資料が確認できる書類(必須)	<input type="checkbox"/> 伐採区域を図示した書類(必須)	<input type="checkbox"/> 土地所有者が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 森林境界が確認できる書類	
<input type="checkbox"/> 添付資料が確認できる書類(必須)							
<input type="checkbox"/> 伐採区域を図示した書類(必須)							
<input type="checkbox"/> 土地所有者が確認できる書類							
<input type="checkbox"/> 森林境界が確認できる書類							
2	状況報告等	伐採後次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、 <u>植栽完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。</u> ・天然更新の場合、 <u>天然更新完了の日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。</u> ・伐採届の届出内容について変更が生じた場合は、 <u>速やかに市長に変更届を提出すること。</u>					
3	森林所有者の確認	届出書を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等 <u>土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業を行っているか。</u> <u>(森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可)</u>					
4	隣接所有者の確認 (森林所有者以外の伐採のみ)	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。					
5	(一定以上の伐採の場合) 同意確認	伐採区域の全体計画を説明している。(説明を受けている。)					
6	再造林(天然更新)を行う者は明らかになっているか	<u>造林を行う者が明らか</u> になっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。					
7	申請図面の取り扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採及び造林届が必要であることを理解している。					
8	福山市森林整備計画の遵守	伐採前に、福山市森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。					

(別記様式第3号)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

様

福山市長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、福山市森林整備計画に適合すると認められるので、通知します。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	市 町 字 地番
伐採面積	ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率(%)
伐採の期間	
伐採樹種	
伐採齢	
集材方法	集材路・架線・その他()
造林の方法	人工造林(植栽・人工播種) 天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新) 樹種, 本数
造林の面積	ha
造林の期間	
鳥獣害対策	

(留意事項)

- ・伐採終了までに届出書の内容(森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む)変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。
- ・伐採期間終了後に、届出書に記載の伐採後の造林をする者に変更があった場合、又は造林の方法に変更があった場合には、速やかに届出書を再提出してください。
- ・届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本適合通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・造林の方法が「天然更新」である場合において、5年が経過した時点で更新が図られないときは、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので注意してください。
- ・伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。(林地開発許可申請)

(別記様式第4号)

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日

様

福山市長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知します。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	市 町 字 地番
伐採面積	ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率(%)
伐採の期間	
伐採樹種	
伐採齢	
集材方法	集材路・架線・その他()

(留意事項)

- ・ **伐採終了までに伐採届出の内容(森林所有者、伐採する者、伐採後の造林をする者、伐採区域、伐採期間の変更等記載事項の全てを含む)変更や、伐採の取りやめ等が生じた場合には、速やかに変更届出書と必要な書類を提出してください。**
- ・ 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。
- ・ 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本確認通知書が無効になることはもとより、森林法第207条第2号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・ 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。
- ・ 伐採後転用が実行されず、5年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますので十分注意してください。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
- ・ 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。
- ・ 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。
- ・ 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・ 1ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の2第1項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意してください。(林地開発許可申請)

(別記様式第5号) 伐採届出及び状況報告の管理台帳

番号	伐採等の届出事項														状況報告事項							備考						
	届出年月日	届出者	伐採に係る所在場所				伐採計画					造林計画				伐採状況報告書				造林の状況報告書			現地確認の有無					
			市	町	大字	字	地番	伐採者	伐採面積 (ha)	伐採方法	伐採樹種	伐採期間	一定以上の伐採	造林者	造林方法	造林面積	造林の期間	報告年月日	報告者	伐採面積 (ha)	伐採期間			報告年月日	報告者	造林の方法	造林の期間	

※一定以上の伐採の欄については地区名を入れるなど管理し, 適宜現地調査などを行う。

(別記様式第6号)

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

福山市長 様

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町			
	大字	字		地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha, 天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

(別記様式第7号)

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

福山市長 様

報告者

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面) 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

以下のとおり更新していることを報告します。

- ① 伐採跡地が全体的に更新されています。
- ② 後継樹は、更新対象樹種の稚樹の樹高が30cmを上回っています。
- ③ 後継樹が草本等の草丈を超えて、概ね2,000本/ha以上成立しています。

1 造林地全景の遠景(数枚に分けて可)

2 更新樹種の生育状況(代表的な樹種の樹高や成立本数がわかる近景)

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)その他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 6 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合には、ぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 7 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 8 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにすること。
資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

(別記様式第8号)

督促書

年 月 日

様

福山市長

年 月 日付けで提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林について、伐採に係る森林の状況報告書(伐採後の造林に係る森林の状況報告書)が提出されておられません。

については、森林法第10条の8第2項の規定により、速やかに報告してください。

1 森林の所在場所

市	町	字	地番
---	---	---	----

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

【農林水産省令抜粋】

第14条の2 法第10条の8第2項の規定による報告は、伐採(間伐を除く。以下この条において同じ。)の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ30日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

(別記様式第9号)

伐採及び伐採後の造林の変更届出書

年 月 日

福山市長 様

森林所有者

住 所

氏 名

電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

年 月 日付で届出の内容に変更がありましたので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

変更箇所に
印する。

1 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

(一定以上の伐採の場合は記載すること。)

4 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場
合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造
林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積
は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者

住所

氏名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

変更箇所に
☑する。

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha, 天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)

(別添)

造林計画書

造林者

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

変更箇所に
印する。

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること

(別記様式第10号)

指 導 書

年 月 日

様

福山市長

あなたが行った下記の森林における森林の伐採は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定に違反しているため、直ちに伐採を中止するとともに、福山市森林整備計画に定める造林の基準に従い速やかに伐採跡地への造林を行うよう指導します。

また、引き続き伐採した場合又は造林が実施されない場合は、勧告及び伐採の中止命令並びに造林命令を行うこととなるので、今後の造林の計画について速やかに報告して下さい。

1 森林の所在場所

福山市森林整備計画に定める造林の基準

- 1 人工造林の場合は、2年(択伐(伐採率が10分の4を超えないものに限る。))により伐採した場合にあっては5年)以内に造林を完了すること
- 2 天然更新の場合は、5年以内に造林が完了しなければ植栽を行うこと

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

(別記様式第11号)

顛末書

年 月 日

福山市長 様

届出人

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法(昭和26年法律249号)第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な法手続きを行います。

1 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者森林の所在場所

森林の所在場所	市町	大字	字	地番
森林所有者の住所・氏名	住所			
	氏名			

2 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	年 月 日～ 年 月 日
伐採面積(ha)	ha
伐採樹種及び林齢	樹種名(), 林齢()
本来届出すべき期日	年 月 日まで

3 無届伐採を行った経緯及び理由

4 再発防止に向けた対応

今後は、法令を遵守し、伐採を行う前に、森林の境界と森林所有者を確認したうえで、「伐採及び伐採後の造林の届出」を行います。

なお、これに違背した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解いたしました。

5 その他(無届伐採を行った森林所有者との協議内容と結果について記載してください。)

(別記様式第12号)

指 導 書

年 月 日

様

福山市長

あなたは、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定に違反していますので厳重に注意します。

今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。

なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

【森林法抜粋】

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(11) (略)

【農林水産省令抜粋】

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。